

2020年12月30日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

預金等規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、「未利用口座管理手数料の新設」と「一定金額未満の口座解約手続きの印鑑不要化」に伴い、下記のとおり預金等規定を改定いたします。

改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。印刷した規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる預金等規定

- ・普通預金規定
- ・決済用普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・総合口座規定
- ・決済用総合口座規定
- ・納税準備預金規定

2. 改定日 2021年1月4日（月）

3. 主な改定内容（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。
普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行いません。

(1) 「未利用口座管理手数料」条項を新設します（納税準備預金規定を除く）。

20. 未利用口座管理手数料

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。未利用口座となった預金口座はご利用できません。
- (3) 当行は未利用口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用はできません。



- (2) 「一定金額未満の口座解約手続きの印鑑不要化」条項を一部追加します
(下線部分が追加箇所)。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) 前2項の払戻しの手続に関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当行所定の手続をしてください。
- (5) 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

以上

お問合せ先

事務部事務課 担当：壺、福原

023-631-0001 (代表)

